

BizSTATION関連利用規定改定のお知らせ（外為サービス、外為サービス Smart）（2024年7月14日改定）

以下の通り、BizSTATION 外為サービスおよび外為サービス Smart利用規定を改定いたします。

- ・本改定内容は改定日以降に有効となります。
- ・現在有効な各利用規定については、ホームページの「ご利用規定」ページ (<https://corporate.bk.mufg.jp/application/kitei.html>) よりご確認ください。

改定日 2024年7月14日（日）

改定対象利用規定および改定内容

■BizSTATION 外為サービス利用規定

項番	改定場所	改定後	改定前
1	最終改定日	(2024年7月14日最終改定)	(2022年10月9日最終改定)
2	第7条 外国為替手数料	2. Biz外為サービスによる外国為替取引に関し、外国送金依頼、被仕向送金入金指図、輸入L/C発行・条件変更依頼、輸入手形決済指図、輸出L/C接受、輸出取立入金関連の外国為替手数料、または他行からの手数料請求等新たに発生した外国為替手数料は、あらかじめ「自動振替依頼書」を届け出されている場合を除き、発生の都度、当該手数料を代表口座または当行所定の方法によりお届いただいた口座から引落します。ただし、輸入手形決済代り金の一部または全部を円預金から引落す場合、外国為替手数料は輸入手形決済代り金を引落す円預金口座から同時に引落し、被仕向送金資金・輸出取立手形決済資金の一部または全部を円預金へ入金する場合、外国為替手数料は被仕向送金資金・輸出取立手形決済資金から差引くか入金する円預金口座から同時に引落します。また、輸出L/C接受関連の手数料については、別途当行所定の方法にてお支払いいただく場合があります。	2. Biz外為サービスによる外国為替取引に関し、外国送金依頼、被仕向送金入金指図、輸入L/C発行・条件変更依頼、輸入手形決済指図、輸出L/C接受、輸出取立入金関連の外国為替手数料、または他行からの手数料請求等新たに発生した外国為替手数料は、あらかじめ「自動振替依頼書（ <u>外国為替関係利息・手数料等</u> ）」を届け出されている場合を除き、発生の都度、当該手数料を代表口座または当行所定の方法によりお届いただいた口座から引落します。但し、 <u>仕向送金代り金・輸入手形決済代り金</u> の一部または全部を円預金から引落す場合、外国為替手数料は <u>仕向送金代り金・輸入手形決済代り金</u> を引落す円預金口座から同時に引落し、被仕向送金資金・輸出取立手形決済資金の一部または全部を円預金へ入金する場合、外国為替手数料は被仕向送金資金・輸出取立手形決済資金から差引くか入金する円預金口座から同時に引落します。また、輸出L/C接受関連の手数料については、別途当行所定の方法にてお支払いいただく場合があります。
3	第7条 外国為替手数料	5. 残高不足等により外国為替手数料が引落せなかった場合、当行は外国為替取引を実行する義務を負いません。また、外国為替取引を実行した場合は、引落せなかった外国為替手数料に相当する額を代表口座またはサービス指定口座から通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに引落せるものとします。第3項の場合も同様とします。	5. 残高不足等により外国為替手数料が引落せなかった場合、当行は外国為替取引を実行する義務を負いません。また、外国為替取引を実行した場合は、引落せなかった外国為替手数料に相当する額を代表口座またはサービス指定口座から通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに引落せるものとします。なお、 <u>サービス指定口座が外貨預金の場合は引落日における当行所定の外国為替相場により換算のうえ引落すものとします。</u> 第3項の場合も同様とします。
4	第7条 外国為替手数料	6. サービス指定口座が外貨預金の場合には、引落日における当行所定の外国為替相場により換算のうえ外国為替手数料を引落すものとします。	(条項追加)
5	第8条 仕向送金サービス	7. 受取人金融機関からの手数料等請求時の負担 お客さまによる受取人金融機関あての連絡事項の通知、送金依頼時の情報の過不足等に伴う受取人金融機関の事務処理の増加等の発生、その他の外国送金依頼に関するお客さまの事情によって、当行が受取人金融機関への手数料支払等の費用を負担した場合には、当行はお客さまに対してかかる費用相当額を請求することができます。当行から請求あり次第お客さまは直ちにこれを支払うものとします。	(条項追加)
6	第8条 仕向送金サービス	8. 許可等の取り扱い	7. 許可等の取り扱い

■BizSTATION 外為サービス Smart利用規定

項番	改定場所	改定後	改定前
1	最終改定日	(2024年7月14日最終改定) (2023年9月10日制定)	(2023年9月10日制定)
2	第4条 外国為替手数料	2. Biz Smartによる外国為替取引に関し、外国送金依頼、被仕向送金入金指図関連の外国為替手数料または他行からの手数料請求等新たに発生した外国為替手数料は、あらかじめ「自動振替依頼書」を届け出されている場合を除き、発生の都度、当該手数料を代表口座または当行所定の方法によりお届いただいた口座から引落します。ただし、被仕向送金資金の一部または全部を円預金へ入金する場合、外国為替手数料は被仕向送金資金から差し引くか、または入金する円預金口座から同時に引落します。	2. Biz Smartによる外国為替取引に関し、外国送金依頼、被仕向送金入金指図関連の外国為替手数料または他行からの手数料請求等新たに発生した外国為替手数料は、あらかじめ「自動振替依頼書（ <u>外国為替関係利息・手数料等</u> ）」を届け出されている場合を除き、発生の都度、当該手数料を代表口座または当行所定の方法によりお届いただいた口座から引落します。ただし、 <u>仕向送金代り金</u> の一部または全部を円預金から引落す場合、 <u>外国為替手数料は仕向送金代り金を引落す円預金口座から同時に引落し、</u> 被仕向送金資金の一部または全部を円預金へ入金する場合、外国為替手数料は被仕向送金資金から差し引くか、または入金する円預金口座から同時に引落します。
3	第4条 外国為替手数料	5. 残高不足等により外国為替手数料が引落せなかった場合、当行は外国為替取引を実行する義務を負いません。また、外国為替取引を実行した場合は、引落せなかった外国為替手数料に相当する額を代表口座またはサービス指定口座から通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに引落せるものとします。第3項の場合も同様とします。	5. 残高不足等により外国為替手数料が引落せなかった場合、当行は外国為替取引を実行する義務を負いません。また、外国為替取引を実行した場合は、引落せなかった外国為替手数料に相当する額を代表口座またはサービス指定口座から通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに引落せるものとします。なお、 <u>サービス指定口座が外貨預金の場合は引落日における当行所定の外国為替相場により換算のうえ引落すものとします。</u> 第3項の場合も同様とします。
4	第4条 外国為替手数料	6. サービス指定口座が外貨預金の場合には、引落日における当行所定の外国為替相場により換算のうえ外国為替手数料を引落すものとします。	(条項追加)